

市 民 税 係

1 市民税の課税状況

(1) 納税義務者

区 分	平成 15 年度	個人比率	前年度	個人比率
ア 個人分	29,521 人		29,758 人	
普通徴収	14,236 人	48.2%	14,081 人	47.3%
特別徴収	15,285 人	51.8%	15,677 人	52.7%
イ 法人分	1,293 社		1,315 社	
1号法人	3 社		2 社	
2号法人	0 社		0 社	
3号法人	49 社		61 社	
4号法人	8 社		8 社	
5号法人	30 社		35 社	
6号法人	11 社		14 社	
7号法人	171 社		168 社	
8号法人	5 社		4 社	
9号法人	1,016 社		1,023 社	

(2) 調定額 (現年度)

区 分	平成 15 年度	調定額比率	前年度	調定額比率
ア 個人分	3,015,853 千円	85.7%	3,204,773 千円	86.4%
普通徴収	1,119,704 千円	37.1%	1,181,954 千円	36.9%
納税義務者 1人当たり	78,653 円	(普徴/個人)	83,939 円	(普徴/個人)
特別徴収	1,896,149 千円	62.9%	2,022,819 千円	63.1%
(内退職分)	42,292 千円	(特徴/個人)	56,614 千円	(特徴/個人)
納税義務者 1人当たり	124,053 円		129,031 円	
イ 法人分	501,931 千円	14.3%	506,151 千円	13.6%

(3) 特別減税額の状況

普通徴収 92,959 千円 所得割納税義務者 1人当たり 7,408 円
 特別徴収 216,882 千円 所得割納税義務者 1人当たり 15,025 円

(4) 所得の状況

15.7.1現在

区 分	給与所得者	営業等所得者	農業所得者	その他の所得者	譲渡所得者 分離課税者
総所得金額 (千円)	78,263,565	4,519,612	4,054	7,488,426	939,340
所得割額 (千円)	2,527,882	152,610	144	305,125	154,336
納税義務者数 (人)	21,998	1,402	1	2,105	130
1人あたりの 所得額 (千円)	3,558	3,224	4,054	3,557	7,226
1人あたりの 所得割額 (円)	114,914	108,852	144,000	144,952	1,187,200

(市町村税の課税状況等の調による。)

(5) 控除額の状況

15.7.1現在

区 分	人 数 (人)	控 除 額 (千円)
雑 損	8	6,802
医 療 費	1,796	371,261
社 会 保 険 料	23,778	11,577,170
小規模企業共済等掛金	340	144,578
生 命 保 険 料	19,673	807,054
損 害 保 険 料	10,994	36,978
寄 付 金	1	400
障 害 者	596	175,340
老 年 者	1,726	828,480
寡 婦 (夫)	443	124,460
勤 労 学 生	4	1,040
配 偶 者	7,455	2,475,850
配 偶 者 特 別	7,303	2,123,730
扶 養	7,410	4,577,190
同 居 特 障	176	40,940
基 礎	25,636	8,459,880
税 額 控 除	配 当	176
	外 国 税 額	0

(市町村税の課税状況等の調による。)

(6) 扶養控除人員別納税義務者数

(単位 : 人)

扶養控除人員	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5人以上
納税義務者数 平成 15 年度 (15. 7. 1 現在)	15,419	4,325	2,857	2,306	608	121
前年度 (14. 7. 1 現在)	15,644	4,388	2,848	2,396	677	128

(市町村税の課税状況等の調べによる。)

(7) 非課税者の状況

(単位 : 人)

区 分	生活保護	障 害 者	未成年者	老 年 者	寡 婦 ・ 夫	妻につぎ	均 等 割	合 計
普 通 徴 収	240	242	686	5,730	309	308	5,973	13,488
特 別 徴 収	0	19	111	97	87	42	644	1,000
平成 15 年度合計 (15. 11. 1 現在)	240	261	797	5,827	396	350	6,617	14,488
前年度合計 (14. 11. 1 現在)	233	254	768	5,501	343	335	6,324	13,758
備 考 (適用条件)	1月1日 現在、生 活保護受 給者であ ること。	合計所得金額が、1 2 5 万円以下であること。				合計所得 金額が、 35 万以 下である こと。	合計所得 金額が、35 万円にそ の家族数 を乗じた 金額(その 者が家族 を有する 場合は、24 万円を加 算)以下で あること。	